

# 中小企業被災資産修繕事業補助金制度のお知らせ

## 1 制度の目的

東日本大震災により被害を受けた中小企業者の事業再開を支援し、早期の経済基盤の再興及び就業機会の確保を図るため、被害を受けた市内の店舗、工場又は事業所等を修繕する場合に要する経費に対し、予算の範囲内において2分の1を上限として補助金を交付します。

## 2 制度の内容

	卸売業、サービス業、小売業	製造業、建設業、運輸業、 その他の業種
補 助 要 件	100 万円以上の修繕を行うこと。 (旅館業については 1,000 万円以上)	1,000 万円以上の修繕を行うこと
補 助 対 象 経 費	①店舗等の災害復旧に伴う修繕に要する経費 ②什器類等償却資産の災害復旧に伴う修繕	①工場等の災害復旧に伴う修繕に要する経費 ②機械、設備類等償却資産の災害復旧に伴う修繕に要する経費
補 助 限 度 額	上 限 200 万円 (旅館業にあっては 2,000 万円)	上 限 2,000 万円
対 象 外 経 費	被災資産の復旧に代えて、固定資産を取得する場合の費用は対象外 (新たな土地・建物の取得に要する経費、資産形成につながる経費については対象外となります。)	
そ の 他	既に修繕等を終えている事業所についても遡及して対象とするものであること (平成 23 年 3 月 11 日から適用)	

### 3 対象となる中小企業者

中小企業支援法第2条第1号から第3号に規定する中小企業者。

業種	資本金の額又は 出資の総額	従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報 処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

### 4 提出書類等

- (1) 中小企業被災資産修繕事業費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書
  - (2) 修繕に要する費用が確認できる書類（見積書、工事委託契約書の写し等。  
補助対象外の経費と一括契約の場合は、区分（按分）の計算根拠も添付すること。）
  - (3) 支払いを証する書面等（領収書の写し等）
  - (4) 被災状況が確認できる書面・写真等
  - (5) 完成写真等
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- ※ 詳しくは久慈市商工観光課までお問合せ願います。

### 5 申請受付期間

平成23年8月8日から平成23年8月31日まで

#### 【申請及びお問合せ先】

久慈市産業振興部 商工観光課 商工労政グループ  
TEL 0194-52-2123（直通） / FAX 0194-75-3032